

## ① 本町の福祉政策について

(1) 10月に行われる税制改革の一環で、幼児教育・保育料無償化の流れがあります。そもそも幼稚園の無償化は2017年12月政府内で「新しい経済パッケージ」というものがあり、その中に「人づくり改革」という案が出されてそこからの広がりを持たせたものであります。この改革は家庭の経済状況に関係なく、みな質の高い教育を受けられるようにすると言う指針が掲げられています。このようななか、本年10月から無償化が始まります。ただ無償化という点と全てにおいて「ただ」なのかと言うとそうではなく、基本的には3～6歳の小学校入学前の年齢に当たる子供に対しては、幼稚園、保育園、認定こども園、幼稚園の預かり保育、認可外保育園、地域型保育園、企業主導型保育園などの利用料が基本的に無償となります。そこでお尋ねしますが、今回の無償化措置でどこまでが無償化の措置になるのか、次の事をお願いいたします。

(イ) 所得制限についてはどの様になるのかお尋ねします。

(ロ) 認可外保育園も含まれているようですが規模についてはどうなるのかお尋ねします。

(ハ) 2歳までの子は、無償化の対象となる子と、対象外の子供があると思いますが、実態はどうかお尋ねします。

(ニ) 給食費は無償化に含まれているのかお尋ねします。

(ホ) 他、無償化の対象とならない実費は何かお尋ねします。

(2) 現在本町で生まれた子供たちに本を送るいわゆるブックスタートの制度がありますが現在「ブックセカンド」という事業があります。概ね3歳児からの飛躍的に行動範囲が広まり、社会性や聞く力が高まる時期で本に親しむ環境づくりを効果的に進めるためです。3歳児が対象で検診を受けるときに本を渡すものであります。本町でも実施に向けてぜひ前向きに考えていただけたらと思っておりますが如何お尋ね致します。

## ② 本町の産業振興について

小規模事業者の産業振興策の一つとして小規模企業振興法という法律があります。これは小規模事業者の振興を法的に後押しする法律で現在、全国、また長崎県の様々な自治体で制定して、小規模事業者の振興を図っているようであります。本町でも小規模事業者振興に向けて策定してはいかがかお尋ねします。